資料４－２

# 国内外の政策等の動向について

# 目次


| | |
|---|---|
| 国際原則改訂の動き | 2 |
| グリーンファイナンスに関する国際的な動向 | 11 |
| グリーンファイナンスに関する国内政策の動向 | 22 |
| 環境省のグリーンボンド等促進施策について | 31 |

# 国際原則改訂の動き

# 2020年環境省ガイドライン策定・改訂以降の国際業界団体の動向

環境省

■ 環境省が2020年3月、「グリーンボンドガイドライン」改訂、及び「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」を策定して以降、債券市場については国際資本市場協会（ICMA）、ローン市場についてはローン・マーケット・アソシエーション（LMA）において、様々な原則等の策定・改訂が見られる。

表：ICMA・LMAの原則・ガイドラインの改訂と策定と、関連する日本政府のガイドライン等

| | 改訂・策定主体 | |
|---|---|---|
| 2020年 3月 | 環境省 | 「グリーンボンドガイドライン」改訂<br>「グローンローン及びサステナビリティ・リンクローンガイドライン」策定 |
| 6月 | ICMA | 「サステナビリティ・リンク・ボンド原則」発行 |
| 12月 | ICMA | 「クライメート・トランジションファイナンス・ハンドブック」発行 |
| 2021年 2月 | LMA | 「グリーンローン原則」、「グリーンローン原則ガイダンス」発行 |
| | ICMA | 「外部レビューに関するガイドライン」改訂<br>「サステナビリティ・リンク・ボンド原則 関連質問」公表 |
| 5月 | 金融庁・経産省・環境省 | 「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」策定 |
| | LMA | 「サステナビリティ・リンクローン原則」改訂<br>「サステナビリティ・リンクローン原則のガイダンス」改訂 |
| 6月 | ICMA | 「グリーンボンド原則」、「インパクトレポーティングのための調和枠組みハンドブック」、「ソーシャルボンド原則」、「サステナビリティボンドガイドライン」、「ガイダンスハンドブック」改訂 |
| 10月 | 金融庁 | 「ソーシャルボンドガイドライン」の策定 |

出所　ICMA(2021) “Green Bond Principles”等を基に作成

# グリーンボンド原則（GBP）

環境省

- グリーンボンド原則（GBP）の初版は、2014年に投資銀行コンソーシアムが策定。その後国際資本市場協会（ICMA）が事務局となる。GBPは逐次改訂され、2021年６月が最新版。
- 2021年の主な改訂点は、外部レビューとGBフレームワークが「重要推奨事項」と位置付けられた点、外部レビューについて発行前と発行後を区別した点、また、ネガティブインパクトやネットゼロに言及した点。
- 以下、GBP（2021年版）の４つの中核要素と重要推奨事項の概要。

| | | |
|---|---|---|
| ４つの中核要素 | **1. 調達資金の使途** | • グリーンプロジェクト（①気候変動緩和策、②気候変動適応策、③自然環境保全、④生物多様性保全、⑤汚染対策の５目的に資するもの）の対象区分を例示 |
| | **2. プロジェクトの評価と選定のプロセス** | • グリーンプロジェクトの選定基準やプロセス等について、投資家に伝達すべき点、発行体への奨励事項を規定 |
| | **3. 調達資金の管理** | • 調達資金は別勘定で管理すること、および、管理の透明性確保について規定 |
| | **4. レポーティング** | • 調達資金の使途に関するレポーティングの内容・開示等について規定<br>• 開示については、全調達資金が充当されるまで、毎年レポーティングの公開するべきと規定 |
| 重要推奨事項 | **グリーンボンドフレームワーク** | • GBフレームワークの記載内容（GBPの４つの中核要素との整合性等）を規定<br>• 投資家が、GBフレームワークを直ちに入手できるようにするべきと規定 |
| | **外部レビュー** | • 発行前（グリーンボンド等とGBPの整合性）、発行後（調達資金の管理）の外部レビューを推奨 |

出所　ICMA（2021）"Green Bond Principles"、ICMA "Governance Framework" https://www.icmagroup.org/sustainable-finance/membership-governance-and-working-groups/governance-framework/（2021年9月29日）、CBI "Green Bond Principles & Climate Bonds Standard" https://www.climatebonds.net/market/best-practice-guidelines（2021年9月29日）を基に作成

# グリーンボンド原則改訂の背景・概要

環境省

- グリーンボンド原則（GBP）は、市場のベストプラクティス・発展等を背景に2021年６月に改訂。グリーンローン原則との整合性も考慮。
- 主要な改訂点は、外部レビューとグリーンボンド（GB）フレームワークを「重要推奨事項」と位置付けた点、特に外部レビューについては発行前と発行後を区別しレビュー対象を厳格化した点等が挙げられる。
- 以下は、主要な改訂ポイント

| 項目 | 主要な改訂ポイント |
|---|---|
| **構成** | • 重要推奨事項（GBフレームワークと外部レビュー）を追加 |
| **イントロ・改訂趣旨・定義** | • GBP等の原則は、環境・社会インパクトの重要性に関する意識喚起もしていると追記<br>• GBPは、ネットゼロ経済促進のためのプロジェクトの資金調達をする発行体を支援しようとしていると追記 |
| **資金使途** | • 適格グリーンプロジェクトカテゴリの例示に、サブセクター・例示を追記 |
| **プロジェクト評価と選定** | • 発行体が投資家に伝えるべき事項として、「除外基準」等の文言を削除し、プロジェクトの環境・社会リスクの特定・管理に関するプロセスの補足情報、を追記<br>• 発行体への奨励事項として、タクソノミーとの整合性に関する情報を投資家に伝えること、プロジェクトの負の社会・環境インパクトのリスク緩和策特定のプロセスを有すること、を追記 |
| **調達資金の管理** | • 調達資金の管理は、ボンドレベルでも、複数のボンドを集合的に扱うポートフォリオレベルでもよいと追記 |
| **レポーティング** | • 期待されるインパクトに加え、実際のインパクトを伝えることの重要性について加筆<br>• 2018年版ではインパクトレポーティングの枠組みを「紹介」するにとどまっていたが、可能な限り「参照・採用」すべきと修正 |
| **GBフレームワーク** | • GBフレームワーク策定を、重要推奨事項として位置づけ、投資家に開示すべきと記載<br>• GBフレームワークに含めるべき内容、含めることを推奨する内容を記載 |
| **外部レビュー** | • 外部レビューを、重要推奨事項として位置づける<br>• 発行前・後の外部レビューを明確に区別<br>• 発行前・後のそれぞれについて、レビュー対象を特定 |

出所　Lester, Ahren “Green Bond Principles tightens ‘key’recommendations to reflect market best practice” Environmental Finance （2021年6月10日）、ICMA(2018) “Green Bond Principles” 、ICMA(2021) “Green Bond Principles”を基に作成

# グリーンローン原則

環境省

- グリーンローン原則（GLP）は、グリーンローン借入に関する自主的ガイドライン。逐次改訂を経て、2021年2月版が最新。GLPは、ローン・マーケット・アソシエーション（LMA）、アジア太平洋ローン・マーケット・アソシエーション（APLMA）、ローン・シンジケーション＆トレーディング・アソシエーション（LSTA）が発行。
- GLP は、金融市場における一貫性を向上させることを目指し、国際資本市場協会（ICMA） のグリーンボンド原則（GBP）を踏まえ、これを参照している。
- 以下、GLPの４つの核となる要素の概要。

| | |
|---|---|
| **1. 調達資金の使途** | • グリーンローンの基本的な決定要因は、調達資金がグリーンプロジェクト（R&D を含む、関連的支出や付随的支出を含む）のために使われることであり、そのことは、融資書類に記載すべき<br>• グリーンプロジェクトに適格な事業区分を例示 |
| **2. プロジェクトの評価と選定のプロセス** | • プロジェクトの選定基準やプロセス等について、貸し手に伝達すべき点（環境面での持続可能性に係る目標、グリーンプロジェクトとして判断するプロセス、適格性の基準）を規定<br>• 遵守すべく努める環境的基準又は認証についての情報開示を奨励 |
| **3.調達資金の管理** | • 調達資金は別勘定で管理すること等 |
| **4. レポーティング** | • 貸し手に対して開示すべき調達資金の使途に関するレポーティングの内容（プロジェクトリスト、プロジェクト概要、充当資金額、期待されるインパクト）を規定<br>• プロジェクトによる効果の測定にあたっては、透明性が特に重要で、定性的にまた可能な場合は定量的に行い、その定量的な測定方法および/または前提条件の開を推奨 |
| **外部レビュー** | • 必要に応じて、外部レビューの実施を行うことを推奨 |

出所　LMA等（2021）”Green Loan Principles”、環境省 グリーンファイナンスポータル “グリーンローン原則（http://greenfinanceportal.env.go.jp/loan/related_info/loan_principle.html）” を基に作成

# サステナビリティ・リンク・ボンド原則

環境省

- サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）は、2020年6月にICMAが発行。
- SLBPでは、SLBの定義を、発行体が事前に定義したサステナビリティ／ESG目標を達成しているか否かに応じて、債券の財務的および／または構造的特性が変化し得るあらゆるタイプの債券商品、としている。調達資金は一般的な目的に充当されることを意図。
- 以下、SLBPの５つの核となる要素の概要。

| | |
|---|---|
| **1. 重要業績評価指標（KPI）の選定** | • KPIsは、発行体の事業全体に関連があり、中核的かつ重要であり、発行体の現在および／または将来の事業にとって戦略的に重要であるべき<br>• 一貫した方法論に基づいて測定可能または定量化可能で、外部検証が可能であること |
| **2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の設定** | • SPTs は野心的で、複数のベンチマーク（①発行体自身のパフォーマンス、②関連セクター基準・同業他社、③科学的根拠に基づくシナリオ等）の組合せに基づいているべき<br>• 目標設定については、様々な情報を明確にするべき（例：目標達成までのタイムライン、（適宜）ベースライン、（可能であれば）SPTs達成の方法）<br>• SLBP５要素との整合性確認のため、発行前、外部レビュー機関の活用を推奨 |
| **3. 債券の特徴** | • KPIが事前に定義された SPTsに到達しているか否かで、債券の財務および/または構造の特性が変化 |
| **4. レポーティング** | • 定期的に、少なくとも年1回開示するべき<br>• その際、開示に含まれる情報は、KPIsのパフォーマンス等 |
| **5. 検証** | • 少なくとも年一回、SPTsの達成状況の独立した外部検証を実施し、その結果を開示すべき |

出所　ICMA（2020）"Sustainability-Linked Bond Principles"、環境省 グリーンファイナンスポータル "サステナビリティ・リンク・ボンド原則（http://greenfinanceportal.env.go.jp/bond/related_info/slbp_principle.html）" を基に作成

# サステナビリティ・リンク・ローン原則

環境省

■ サステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）は、2019年に最初に策定され、現在の最新版は2021年5月改訂版。LMA、APLMA、LSTAが発行。2019年版と比較し、外部検証の義務化、また要求事項がより詳細に記載されているなどの違いがある。また、改訂版SLLPは、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）と同じ構成となり、要求事項も共通点が多くなった。

■ 以下、SLLP（2021年版）の５つの核となる要素の概要。

| | |
|---|---|
| **1. 重要業績評価指標（KPI）の選定** | • KPIsは、借り手の事業全体に関連し、中核的かつ重要であり、借り手の現在および／または将来の事業にとって戦略的に重要であるべき<br>• 一貫した方法論に基づいて測定可能であること |
| **2. サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット(SPTs)の設定** | • SPTs は野心的であるべき（つまり、各KPIsは成り行き（BAU）シナリオを上回る改善を表し、可能な限り関連基準と比較ができ、借り手の全体的な持続可能性・ESG戦略と一貫性がある等）<br>• 目標設定については、様々な情報を明確にするべき（例：目標達成までのタイムライン、（適宜）ベースライン、（可能であれば）SPTs達成の方法）<br>• 外部レビュー機関の活用を奨励（融資契約前はKPIsやSPTs について等、融資契約後はKPIsやSPTs等の変更の際に、活用を奨励） |
| **3. ローンの特徴** | • 事前に設定されたSPTsを達成の是非が、ローンの経済面（例：マージン）と関連づけられていること |
| **4. レポーティング** | • 借り手は、可能な限り、SPTsの達成状況等について、少なくとも年1回貸し手に提供すべき<br>• 特にSPTsの関連情報の借り手による開示が奨励されるが、適宜、貸し手への個別の共有でもよい |
| **5. 検証** | • 少なくとも年1回、SPTsの達成状況の独立した外部検証を実施しなければならない<br>• 適切な場合には検証結果の開示を推奨 |

出所　LMA等（2021）”Sustainability-Linked Loan Principles” を基に作成

# サステナビリティ・リンク・ローン原則改訂の背景・概要

環境省

- サステナビリティ・リンク・ローン（SLL）の透明性や野心度への懸念の声を背景に、2021年5月に改訂。2019年版と比較し、外部検証が義務化され、また要求事項がより詳細に記載されている。
- 改訂版SLLPは、ICMAのサステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）と同じ構成となっている。また、要求事項も共通点が多い（例：KPIsへの要求事項、SPTsの野心度定義）。
- 以下は、主要な改訂のポイント

| 項目 | 改訂ポイント |
|---|---|
| **構成** | • 原則は４要素から５要素に変更（要素の内容も変更） |
| **KPIs** | • KPIsの詳細要求事項（借り手の中核的なサステナビリティ・ビジネス戦略にとって重要であるべき等）を追記<br>• KPIsを明確に定義すること等を追記 |
| **SPTs** | • SPTsの野心度の定義を追記<br>• SPTsの測定プロセスの重要性を追記<br>• SPTsの開示内容（目標達成に関するタイムライン、KPIs の改善を目的としたベースライン・指標、および、そのベースライン・指標が採用された理由の説明など）を明確化 |
| **外部レビュー** | • 奨励される契約前の外部レビュー内容を拡大し、それを具体的に列挙<br>• 契約後の外部レビューを実施を、重大な変更があった場合に限定。また、契約後の外部レビュー内容の明確化 |
| **レポーティング** | • レポーティングすべき内容、レポーティングが奨励される内容について明確化 |
| **外部検証** | • SPTsに対する借り手のパフォーマンスについて、少なくとも年一回の外部検証の実施の義務化 |
| **Appendix** | • 例示を、SPTsからKPIsに変更<br>• ESGのSとGについても例示を加筆 |

出所　LMA，APLMA, LSTA (2019) “Sustainability linked loan principles” （2019年3月）、LMA，APLMA, LSTA (2021) “Sustainability linked loan principles” を基に作成

# SLBPとSLLPの主な相違点

環境省

■ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（SLBP）とサステナビリティ・リンク・ローン原則（SLLP）について、特にSLLPの2021年5月の改訂後は、構成が共通となり（1. KPIの選定、2.SPTsの測定、3.債券・ローンの特徴、4.レポーティング、5. 立証）、また、発行体や借り手に求める内容には共通点が多い。

■ 但し、以下のように、一部異なる趣旨もみられる。

| | サステナビリティ・リンク・ボンド原則：SLBP | サステナビリティ・リンク・ローン原則：SLLP |
|---|---|---|
| 発行元 | International Capital Market Association （ICMA） | Asia Pacific Loan Market Association（APLMA）<br>Loan Market Association (LMA)<br>Loan Syndications & Trading Association(LSTA) |
| 1. KPIsの選定 | • KPIsは外部検証可能であるべきと規定<br>• 過去の年次レポートで言及があるKPIsの選定を奨励 | • 左記記述なし |
| 2. SPTsの測定 | • SLBP５コア要素と債券の整合性確認について外部レビューの推奨<br>• 発行前SPOは、KPIs・SPTsの評価を奨励(encouraged to assess)<br>• 外部レビュー機関の専門性等についての開示を奨励 | • 発行前、SPO等の外部レビュー機関のインプットを求めることが奨励されるかもしれない(may be encouraged to seek input from external party via…)<br>• 外部レビュー機関への専門性等に関する要求事項なし |
| 3. 債券・ローンの特徴 | • 例外事由が発生した場合の対応についての文書での説明を考慮すること等、債券の特徴に関連し、詳細の記載有 | • 経済的なインセンティブは、SPTsの達成にリンクしていることが特徴とし、詳細説明なし |
| 4. レポーティング | • 少なくとも年1回、開示すべき | • 開示は奨励<br>• 可能な場合、少なくとも年一回、貸し手に提供すべき |
| 5. 検証 | • SPTsに対するパフォーマンスについての外部検証結果は、開示するべき | • SPTsに対するパフォーマンスについての外部検証結果は、適宜、開示するべき |

出所　ICMA (2020) “Sustainability Linked Bond Principles”, LMA等(2021) “Sustainability Linked Loan Principles”,　を基に事務局作成

# グリーンファイナンスに関する国際的な動向

# G20におけるサステナブルファイナンスの議論

環境省

- 2021年G20（イタリア）では、サステナブル・ファイナンス作業部会 (SFWG) の議論の成果として統合レポートとG20サステナブル・ファイナンス・ロードマップが作成され、首脳コミュニケで承認された。
- 同ロードマップでは、気候変動やその他のサステナビリティに関するG20のアジェンダやSFWGの作業計画等を、５つの重点分野・19のアクションとして提示。今後G20で進捗がフォローされる。

## 統合レポートの概要

**以下3点を2021年の優先検討事項とし、課題の分析を行い、提言を行っている。**この結果も踏まえて、G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップ（右参照）が作成されている。

1．サステナビリティ目標に則した投資を実現するため、様々なアプローチ（タクソノミー、ラベル、ベンチマーク等）の比較可能性や相互運用性の改善。
⇒各種アプローチに関して国際的な連携・協力等を提言

2．サステナビリティに関する報告や開示の改善による情報に関する課題（一貫性、比較可能性、信頼性等）の克服。
⇒サステナビリティ報告に係るグローバルベースラインの策定等について提言

3．パリ協定や2030アジェンダの目標の実施支援における国際金融機関の役割の強化。
⇒特に国際開発金融機関の役割強化等について提言

**SFWGとは？**

パリ協定と2030アジェンダの目的達成に向けてより多くの官民資金を動員するため、制度や市場における障壁を特定し、これを克服するためのオプションを提示する役割を担う。
2016年G20（中国）で設立された「Green Finance Study Group」が、2018年G20（アルゼンチン）で「Sustainable Finance Study Group」と改称され、今回のG20においてWorking Groupとしてグレードアップされた。
米中が共同議長、UNDPが事務局となっている。

## G20サステナブル・ファイナンス・ロードマップの概要

**重点分野とアクション**

（１）サステナビリティ目標に則した投資を実現する市場開発とアプローチ
・アプローチ（タクソノミー等）の比較可能性や運用可能性の向上、等

（２）サステナビリティに関するリスク、機会、インパクトに関する比較可能で意思決定に活用できる情報
・サステナビリティ開示に関する、国際的に一貫した、比較可能で信頼できる基準の開発、等

（３）気候およびその他のサステナビリティに関するリスク評価と管理
・気候リスクに加え、必要に応じ中期的に、生物多様性等その他のサステナビリティに関する金融リスクを検討、等

（４）国際金融機関、公的ファイナンスとインセンティブの役割：
・国際開発金融機関のオペレーションとパリ協定や2030アジェンダの整合性確保、等

（５）横断的事項：
・トランジションファイナンスに関するハイレベル原則の策定、等

**タイムライン**

アクションごとに短期・中期（～2022/3年）・長期（～2024/5年）に整理

出所 G20 Italia （2021） “G20 Sustainable Finance Roadmap” https://www.g20.org/wp-content/uploads/2021/10/G20-Sustainable-Finance-Roadmap.pdf
G20 Italia (2021) “Synthesis Report “ https://www.g20.org/wp-content/uploads/2021/10/G20-SFWG-Synthesis-Report.pdf)

# タクソノミーを巡る国際的な動き



○ 国際的には、昨年６月に**欧州が案を公表した「持続可能な経済活動」を限定的に定義する「タクソノミー」の是非を巡る議論から**、足許では、**各産業の脱炭素への移行（トランジション）を含む幅広い議論**が見られており、各国が様々な案を公表しつつある。

**インド**

インド証券取引委員会（SEBI）が、グリーンボンドの資金使途等で用いるための大まかな事業の区分を公表。グリーン・ソーシャルタクソノミーを策定中としている。

**英国**

昨年１１月、財務相が英国版グリーン・タクソノミーの導入方針を表明。政府諮問委員会で検討中。

**欧州**

「持続可能な経済活動」等を示すＥＵタクソノミーを公表（昨年６月。来年１月施行予定）。足許では拡張案も検討中。

**オーストラリア**

昨年１１月、国内金融機関等から成るAustralian Sustainable Finance Initiativeが公表したロードマップで、オーストラリア版タクソノミー策定を提言。

**カナダ**

産業界・金融界と連携し、カナダ規格協会（CSA）が、多排出８業種を対象にトランジションに関する基準案を策定中としている。

**中国**

2015年、グリーンボンドの発行基準等として、グリーンボンド適格プロジェクトカタログを公表。石炭の分類等について、本年４月に改訂。

**シンガポール**

本年１月、シンガポール通貨管理局(MAS)がトランジション含む経済活動の基準を定義する規則案を公表。

**マレーシア**

Bank Negara Malaysia(銀行と保険分野の監督当局）が、本年4月に原則主義を採用した気候変動緩和・適応等を対象とするタクソノミーを作成。

| | |
|---|---|
| 10月12日-13日 | G20財務大臣・中銀総裁会議（於 米・ワシントンD.C.） |
| 10月30日-31日 | G20サミット（於 伊・ローマ） |
| 10月31日-11月12日 | 国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP26）（於 英・グラスゴー） |

# EUタクソノミー規則の概要

環境省

■ EUタクソノミーとは、**「環境面で持続可能な経済活動」に該当する活動の分類**
■ グリーンウォッシングを防ぐことなどが目的

## EUタクソノミーの定義

■ 経済活動は、以下4項目をすべて満たした場合、環境面でサステナブルである。

① ６つの環境目的の１つ以上に実質的に貢献する
② ６つの環境目的のいずれにも重大な害とならない（DNSH（※））
③ 最低安全策（人権等）に準拠している
④ 専門的選定基準（上記①･②の最低基準）を満たす

（６つの環境目的）

- 気候変動の緩和
- 気候変動の適応
- 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全
- 循環経済への移行
- 汚染の防止と管理
- 生物多様性とエコシステムの保全と再生

## EUタクソノミーの主な用途

**投資家**

金融商品について、投資が貢献する環境目的やEUタクソノミー適格な経済活動への投資割合

**企業等**

EUタクソノミーで適格とされる売上、資本的支出（CapEx）及び運営費用（OpEx）の割合

（気候変動緩和目的の基準の例）

| | |
|---|---|
| 発電 | ライフサイクル排出量：100gCO2e/kWh未満<br>（5年ごとに引き下げ、2050年までに0gCO2e/kWh）<br>ただし、石炭火力発電は、全て除外。 |
| 乗用車 | 2025年までは50gCO2/km未満<br>（2026年以降は0gCO2/kWh） |

## スケジュール

■ EUタクソノミー規則案は2020年に採択。

■ 気候変動緩和・適応目的の詳細を定める委任法は採択済。他の4つの目的の詳細は検討中。ブラウンタクソノミーやソーシャルタクソノミーの検討も開始。

■ 適用開始時期は環境目的により異なる。
・気候変動の緩和/適応目的：2022年1月
・他の4つの目的：2023年1月

（※）DNSH：Do No Significant Harm

# EUタクソノミー規則における環境面でサステナブルであるための要件

環境省

■ 以下4項目をすべて満たした経済活動が環境面でサステナブルである。

| ①6つの環境目的の１つ以上に実質的に貢献する | ②６つの環境目的のいずれにも重大な害とならない(DNSH) |
|---|---|
| ＜１．気候変動の緩和＞ | |
| 再生可能エネルギー生成・貯蔵・使用やエネルギー効率改善等に　より温室効果ガス排出の回避・減少、除去促進による安定化 | 大量の二酸化炭素の排出 |
| ＜２．気候変動の適応＞ | |
| 現在または将来の気候による悪影響の減少、気候変動への悪影響増加の回避 | 現在及び将来の気候による負の影響の増加 |
| ＜３．水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全＞ | |
| 水資源または海洋資源の良好な状態 | 水または海洋に相当程度有害 |
| ＜４．循環経済への移行＞ | |
| 循環経済、廃棄物抑制、リサイクル社会への移行 | 原材料の非効率な使用 |
| ＜５．汚染防止・管理＞ | |
| 汚染からの保全を高度化 | 空気・水・土壌の汚染度合いの大幅な悪化 |
| ＜６．生物多様性とエコシステムの保全と回復＞ | |
| 生物多様性や生態系サービスの保全や改善 | 生態系の状況を相当程度に悪化 |

**③最低安全策に準拠している（労働における基本的原則及び権利の確保を確認する手続き）**

実施主体がOECD多国籍企業行動指針及びビジネスと人権に関する国連指導原則等を実行しているか。

**④専門的選定基準（上記①・②を満たすための最低基準）を満たす**

ライフサイクル全体での環境への影響を考慮、短期的かつ長期的な経済活動の影響の考慮、質的・量的基準どちらでも可、閾値（可能であれば）の設定、科学的根拠。

# EUタクソノミー：環境目的に貢献する活動の考え方

環境省

■ **それぞれの環境目的に貢献する活動には、2種類のタイプ**がある。

| 各環境目的に貢献する活動の2種類のタイプ |
|---|
| 1.　ある活動が、**その活動自身の環境パフォーマンスを改善**させる。 |
| 2.　ある活動が、**その他の活動の環境パフォーマンスを改善**させる。（=enabling activities）（※） |

（※）当該活動と認められるための条件
- 炭素集約的な資産へのロックイン効果を引き起こさない。
- ライフサイクル全体で、環境に実質的にポジティブなインパクトを与える

■ **「気候変動緩和」に貢献する活動においては、**上記「1」の中に2種類のタイプがあるため、**合計3種類に分類**される。

| 活動の分類 | 専門的選定基準 | 例 |
|---|---|---|
| 1-1.　すでに低炭素な活動 | 長期的に一定 | • 排出量ゼロの輸送<br>• ネットゼロカーボン発電<br>• 植林 |
| 1-2.　2050年のネットゼロエミッション経済への移行に貢献するが、現在はネットゼロカーボンエミッションレベルに近くはない活動（=transitional activities）（※2） | 定期的に更新 | • 建物の改修<br>• 発電<100g CO2/kWh<br>• 自動車<50g CO2/km |
| 2.　低炭素パフォーマンスまたは実質的な炭素削減を可能にさせる活動 | 長期的に一定　or<br>定期的に更新 | • 風力タービンの製造<br>• 建物への効率的なボイラーの設置 |

（※2）当該活動と認められるための条件
- 温室効果ガス排出レベルが、セクターの中で最低レベルである。
- 低炭素技術の開発を妨げない。
- 炭素集約的な資産へのロックイン効果を引き起こさない。

# EUタクソノミー：気候変動緩和目的の専門的選定基準（例:太陽光発電）

環境省

| 閾値 | |
|---|---|
| 全ての太陽光発電 | |
| **DNSH（Do No Significant Harm： 6つの環境目的のいずれにも重大な害とならない）** | |
| 気候変動の適応 | 重要な物理的気候リスクについて、リスクと脆弱性の評価を行い*、実施された適応への対応が、他の人々や自然、その他の経済活動等の物理的気候リスクに対するレジリエンスに悪影響を及ぼさない。<br>(*)評価手続きの手順は、委任法のAppendix Aに従う。 |
| 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全 | – |
| 循環経済への移行 | 耐久性とリサイクル性が高く、解体・改修が容易な機器とコンポーネントの可用性を評価し、可能な場合はそれを使用する。 |
| 汚染の防止と管理 | – |
| 生物多様性とエコシステムの保全と再生 | 環境影響評価やスクリーニングは、指令2011/92/EUに基づき実施している。<br>環境影響評価を行った場合、環境保護に必要な緩和策と代償措置を実施する。<br>生物多様性に敏感な地域（ユネスコ世界遺産等）またはその周辺については、適切な評価が実施され、その結果に基づいて、必要に応じて緩和策を実施する。 |

出所　気候委任法 Annex 1, p.71-72に基づき、環境省作成

# EUタクソノミー：気候変動緩和目的の専門的選定基準（例：乗用車）

環境省

## 気候変動緩和目的に貢献する基準（閾値）

- 規則(EC) No 715/2007のカテゴリーM1（乗用車）及びN1（商用車）の車両
  - (i) 2025年12月31日まで、排出量は、50gCO2/km未満
  - (ii) 2026年1月1日以降、排出量ゼロ
- カテゴリーL（二輪車、小型三輪車、小型四輪車）の車両については、排出量ゼロ

## DNSH（Do No Significant Harm： 6つの環境目的のいずれにも重大な害とならない）

| | |
|---|---|
| 気候変動への適応 | 重要な物理的気候リスクについて、リスクと脆弱性の評価を行い*、実施された適応への対応が、他の人々や自然、その他の経済活動等の物理的気候リスクに対するレジリエンスに悪影響を及ぼさない。<br>(*)評価手続きの手順は、委任法のAppendix Aに従う。 |
| 水資源と海洋資源の持続可能な利用と保全 | – |
| 循環経済への移行 | 以下の基準を満たすこと、また、使用段階と使用済み段階において、バッテリーや電子機器の再利用やリサイクルなど、廃棄物管理の措置が講じられていること。<br>a. 重量の最低85%が再利用可能またはリサイクル可能である。<br>b. 重量の最低95%が再利用可能またはリカバリー可能である。（※） |
| 汚染の防止と管理 | • 最新の欧州排出ガス規制(Euro 6)を遵守している。<br>• 欧州指令2009/33/EC Annexの表2に規定されている排出基準値を遵守している。<br>• タイヤは、人口密集地における車外騒音条件(external rolling noise)や転がり抵抗係数(Rolling Resistance Coefficient)を遵守している。<br>• 車両からの騒音レベルに関する EU 規則540/2014を遵守している。 |
| 生物多様性とエコシステムの保全と再生 | – |

（※）「リカバリー」は、「リサイクル」に加え、サーマルリカバリーなどを含む。

出所　気候委任法 Annex 1, p.137-139に基づき、環境省作成

# European green bond (EuGB) 規則案の概要

環境省

■ 「EUグリーンボンド基準（EU GBS）」は、2018年のEUサステナブルファイナンス行動計画に含まれていたものだが、技術専門家グループの報告書やパブコメ・協議を経て、2021年7月、EUのグリーンボンド(EuGB)規則案が公表された。

■ 今後、EU議会での議論を経て施行予定。EuGBと称するグリーンボンド（GB）を発行する場合には、EUタクソノミーとの整合性、レポーティング、外部レビュー取得等の様々な義務が生じる。EuGB規則案のポイントは以下のとおり。

- **調達資金の使途：**
  - EuGBと称する場合、EUタクソノミーとの整合性確保の必要あり
  - 「タクソノミー整合性プラン」で定義した期間内にタクソノミーの要件を満たすであろう経済活動でもよい

**タクソノミー整合性プラン：**経済活動が期間内にタクソノミー要件を満たすために、必要な行動と支出を記述したもの。期間は、債券発行から5年以内。経済活動の特徴によっては最長10年まで可能。

- **義務となっている開示文書と開示期間**：以下、全て発行体のHPに掲載義務。以下の期間が過ぎても、全て、満期までそのまま掲載することを義務化

| 開示文書 | 開示期間 |
|---|---|
| 1. 発行前のファクトシート | 発行前に開示 |
| 2. 発行後の調達資金の使途レポート | 全調達資金充当まで毎年 |
| 3. 調達資金の充当後のインパクトレポート | 調達資金の充当終了後、少なくともボンドの存続期間中に一度 |

- **レポーティングのテンプレート：**左記３文書について、全てテンプレートを提示
- **外部レビュー：**
  - EuGBの外部レビュー機関は、欧州証券市場監督局（ESMA）への登録義務
  - 左記「1.発行前のファクトシート」、「2.発行後の調達資金の使途レポート」に対して、外部レビューの義務
  - 外部レビューのテンプレートを提示
  - 外部レビュー結果は全て自らのHPに開示義務(発行体・外部レビュー機関共に)
  - 第三国の外部レビュー機関も、条件が整えば登録可能
- **その他：**
  - ESMAによる、外部レビュー機関に対する、登録・認定・監督料の徴収、外部レビュー機関の登録撤回、罰金等も規定

出所　EC “European Green bond standard” https://ec.europa.eu/info/business-economy-euro/banking-and-finance/sustainable-finance/european-green-bond-standard_en（2021年7月21日）、EC (2021) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on European green bonds (Text with EEA relevance)”を基に作成

# Climate Bonds Standardの概要

環境省

- 英国の国際NGOであるClimate Bonds Initiative（CBI) は、パリ協定に則した投融資を促進するため、自ら認証制度を導入している。
- 同認証制度は認証プロセスや要件等を示したClimate Bonds Standard（CBS)、適格となるプロジェクトカテゴリー（タクソノミー）、そしてセクター別適格基準に基づいて行なわれる。
- CBSはEUグリーンボンド基準のドラフトに版にも則した形で作成されている。これまで3回にわたり改訂を行っており、最新版は2019年12月公表。

- **CBSの構成：**

（1）発行前に必要な要件

・資金使途、プロジェクト選定・評価プロセス、資金管理、レポーティング

（2）発行後に必要な要件

・資金使途、プロジェクト選定・評価プロセス、資金管理、レポーティング

（3）適格となるプロジェクト・活動

・CBIのタクソノミー、セクター別適格基準

（4）CBS認証

・認証手続き概要、発行前認証、発行後認証、プログラム認証、認証の更新

- **セクター別適格基準：**

ーエネルギー、運輸、水、建設、廃棄物、土地利用・海洋資源の分野において、24サブセクターにつき作成済み。

ー適格となる活動・資産とともに数値基準を設定。数値基準についてはトランジションの要素を入れ、段階的に強化しているものもある。

ーセクター基準として緩和とともに適応の観点も含めているサブセクターもある（例：農業、バイオエネルギー、水）。

- **CBSとEUグリーンボンド基準との比較：**

| 主たる項目 | CBS | EUグリーンボンド基準 |
|---|---|---|
| **適格プロジェクト・資産** | CBIタクソノミー及びセクター別適格基準を満たす。 | EUタクソノミーにある活動と基準を満たす。 |
| **グリーンボンドフレームワーク（発行前レポーティング）** | 発行前または発行時の開示義務。内容は、資金使途、プロジェクト選定・評価プロセス、資金管理、外部レビュー機関、発行後レポーティング計画等。 | 発行前にファクトシートの開示義務。内容は、発行体の環境戦略とその合理性、環境目的と資金使途等。 |
| **発行前の外部レビュー** | 義務付け。外部レビューレポートは開示義務。 | 義務付け。外部レビューレポートは開示義務。 |
| **発行後のレポーティング** | 資金配分、適格性、インパクトにかかる毎年のレポーティングと開示の義務。 | 全調達資金充当まで毎年資金配分について、その後少なくとも1回インパクトについて、レポーティング開示の義務。 |
| **発行後の外部レビュー** | 最低年1回の外部レビューとレビューレポートの開示義務。 | 最低1回の外部レビューとレビューレポートの開示義務。 |
| **外部レビューのステータス** | CBIの認定した外部レビュー機関 | 欧州証券市場監督局に登録された外部レビュー機関 |

出所　CBI（2019）”Climate Bonds Standard Version 3.0”, EC (2021) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on European green bond” を基に作成

# Climate Bonds Initiative(CBI)のタクソノミー概要

環境省

- CBIのタクソノミーは、IPCC、IEA等科学的根拠に基づき、また、外部専門家の見解を採り入れて、パリ協定に則した活動あるいは資産となるかどうかという観点から作成されている。対象としているセクターはエネルギー、運輸等８分野であり、さらにサブセクターに分類している。
- 同タクソノミーはトラフィックライト方針をとっており、対象となる活動・資産毎に1.5℃と整合する度合いに基づいて色分けをしている。
- 同タクソノミーは2013年に作成された後、科学的知見や技術の進歩等も踏まえて適宜改定。最新版は2021年9月のものとなっている。

- **CBIタクソノミーの対象セクター**

| セクター | サブセクター | 活動・資産数 |
|---|---|---|
| **エネルギー** | 再エネ、化石燃料、送配電、蓄電等 | 72 |
| **運輸** | 旅客、貨物、航空、海運等 | 44 |
| **水** | 上下水道、淡水化、洪水対策、節水等 | 12 |
| **建設** | 住居・商業ビル、地域暖房等 | 12 |
| **土地利用と海洋資源** | 農業、林業、漁業、土地管理等 | 23 |
| **産業** | セメント、製鉄、化学等 | 13 |
| **廃棄物・汚染対策** | リサイクル、廃棄物エネルギー転換、埋め立て等 | 14 |
| **ICT** | ブロードバンド、ITソリューション等 | 7 |

- **トラフィックライト方式**

| トラフィックライトのカテゴリー | トラフィックライト | 例 |
|---|---|---|
| **自動的に1.5℃と整合** | ● | 太陽光、風力、地熱<br>電気・水素車両<br>等 |
| **設定基準を満たせば1.5℃と整合** | ● | バイオエネルギー<br>廃棄物のエネルギー転換<br>蓄電池<br>船舶 等 |
| **1.5℃に整合しない** | ● | 石炭、石油発電所<br>バイオ燃料車両 等 |
| **更なる検討が必要** | ● | 天然ガス採掘・精製<br>天然ガス発電<br>航空機<br>セメント、製鉄 等 |

出所　CBI（2019）”Climate Bonds Standard Version 3.0”，CBI (2021) “Climate Bonds Taxonomy”を基に作成

# グリーンファイナンスに関する国内政策の動向

# 環境省のグリーンファイナンス市場拡大に向けた取組

環境省

◆ グリーンボンド（GB）を含むグリーンファイナンスの市場拡大に向け、環境省として様々なアセットクラスにおいて包括的な支援を実施。国内においても市場規模や取組は拡大。
◆ グリーンボンドの拡大に加え、融資や金融機関全体の取組に対するグリーンの導入も促進。

## 1 先進国初の、企業・財投機関によるグリーンボンド（GB）発行の強力な支援

- 外部レビュー機関、ストラクチャリングエージェント等を一元的に登録するポータルを設置
- 2018年度よりGBの発行に要する追加コストを補助

## 2 グリーンボンドガイドライン等の改定により市場のインフラ整備

- 国際動向を踏まえアップデート（CBIにもコメント照会）

## 3 モデル的なグリーンボンド等の発行事例創出支援

- 2017年度からGB発行モデル創出事業を実施。モデル性を有するスキームについて助言とガイドライン準拠性を確認し、情報発信
- 2021年度はサステナビリティ・リンク・ボンド/ローンとインパクトファイナンスを対象に実施

## 4 あらゆる金融活動にGreenを織り込む

- 間接金融中心の日本では、投資のみならず融資のグリーン化に向け、グリーンローンガイドラインを整備
- TCFD等の枠組みに基づく投資家・金融機関の脱炭素移行への戦略的な取組を促進
- 地域金融機関に対しても、融資など本業にESGを織り込むプロセスを伴走支援

## 5 ESGファイナンス・アワードの実施

- 2018年度はグリーンボンドアワードを実施。
- 2019年度から、ESGファイナンス・アワードに拡充して実施。

### 国内企業等によるグリーンボンドの発行推移

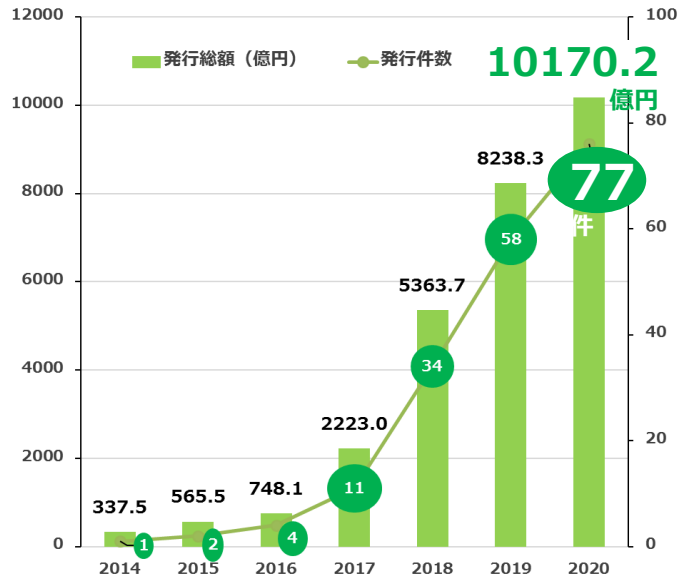


ESG FINANCE AWARDS JAPAN

# 脱炭素社会実現に向けたトランジション・ファイナンスの推進

環境省

## クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針の策定と同指針の具体化

- トランジション・ファイナンスは、脱炭素社会の実現に向け、**長期的な戦略に則った温室効果ガス削減の取組に対して資金供給するという考え方**。
- 「グリーン」な活動か、否か、の二元論だけでは、企業の着実な移行（トランジション）の取組は評価されないおそれ。
- 国際原則を踏まえ、**2021年５月に日本としての基本指針（「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」）を金融庁・経産省・環境省の３省庁で策定**。
- 同指針を基に、脱炭素に向けた移行の取組について、**一足飛びでは脱炭素化できない多排出産業向けの分野別ロードマップ(鉄鋼、化学、製紙・パルプ、セメント、電力、ガス、石油等)を順次策定していく**。2021年10月、第一号として経産省にて**鉄鋼分野のロードマップを作成・公表**。

参考：2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略（2021年６月）
https://www.meti.go.jp/press/2021/06/20210618005/20210618005.html

## 【参考】トランジション・ファイナンス基本指針における各要素の記載

- 基本指針では、ICMAハンドブックと整合する形で、トランジション・ファイナンスの四要素について、具体的対応を検討する際に参考となるよう、解釈を示している。

### 要素1 資金調達者のクライメート・トランジション戦略とガバナンス

**トランジション・ファイナンスの目的**
- パリ協定の目標に整合した目標や脱炭素化に向けて、事業変革をする意図が含まれたトランジション戦略の実現
- トランジション戦略の実行では、気候変動以外の環境及び社会への寄与も考慮（「公正な移行」）

**トランジション戦略とガバナンスの開示**
- TCFD提言などのフレームワークに整合した開示も可能

### 要素2 ビジネスモデルにおける環境面のマテリアリティ

**トランジション戦略の対象となる取り組み**
- 現在及び将来において環境面で重要となる中核的な事業活動
  （気候変動を自社のマテリアリティの一つとして特定している資金調達者の事業活動を含む）

### 要素3 科学的根拠のあるクライメート・トランジション戦略（目標と経路）

**科学的根拠のある目標と経路**
- 科学的根拠のある目標とは、パリ協定の目標の実現に必要な削減目標（Scope１～３が対象）
- 短中期目標は長期目標の経路上に設定
- 目標は地域や業種の特性など様々な事項を考慮して設定するため、経路は多様

**参照・ベンチマーク**
- 国際的に認知されたシナリオ：IEAのSDSなどのシナリオ
- 国際的に認知されたNGO等による検討：SBTiなど
- パリ協定と整合し、科学的根拠のある国別の削減目標や業種別のロードマップなど

### 要素4 実施の透明性

**投資計画の対象**
- 設備投資（Capex）だけでなく、業務費や運営費（Opex）
- 研究開発費（R&D）、M&A、解体・撤去費用

**投資計画の実行による成果とインパクト**
- 可能な場合には定量的な指標
- 定量化が困難な場合には、定性的な指標として外部認証を利用
- 「公正な移行」への配慮を組み込む

# 基本指針で対象とするトランジションファイナンスの位置づけ

環境省

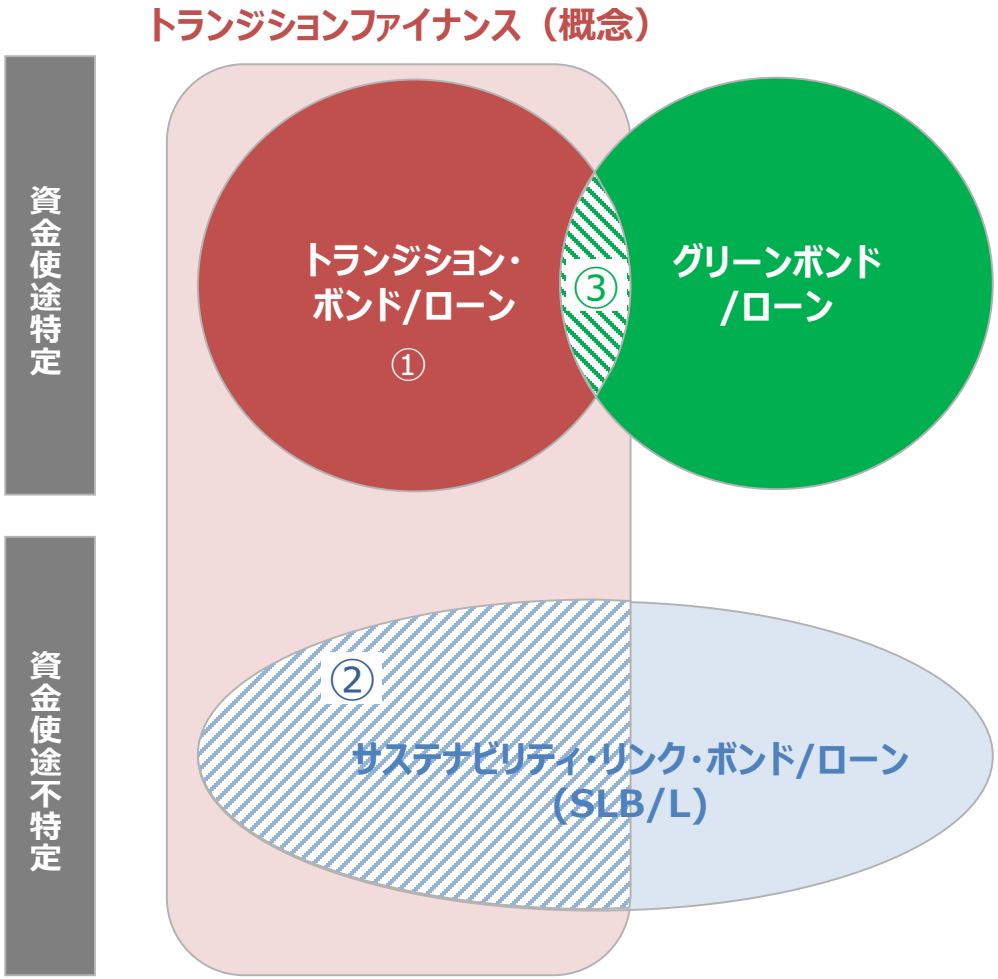


**「トランジション」ラベルの対象**

① トランジションの4要素を満たし、資金使途を特定したボンド/ローン（資金使途がグリーンプロジェクト(※) にはあたらないが、プロセス等は既存の原則、ガイドラインに従う）

② トランジションの4要素を満たし、トランジション戦略に沿った目標設定を行い、その達成に応じて借入条件等が変動する資金使途不特定のボンド/ローン（プロセス等は既存の原則、ガイドラインに従う）

③ トランジションの4要素を満たし、既存のグリーンボンド原則、グリーンボンドガイドラインに沿ったもの（資金使途がグリーンプロジェクト(※)にあたるもの）

※グリーンプロジェクト：既存のグリーンボンドガイドラインにグリーンプロジェクトとして例示あるもの、また発行実績のあるもの

上記①～③に限らず、トランジション要素を満たす金融商品はトランジション・ファイナンスとなり得る（但し、準拠する原則等がないためここでは取り上げていない）。

出所　クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針

# 分野別ロードマップの策定

経済産業省資料

## 基本指針の策定

**トランジション・ファイナンス環境整備検討会**

**（経済産業省・環境省・金融庁）**

**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**

## 分野別ロードマップの策定

**経済産業分野**

**「経済産業分野におけるトランジション・ファイナンス推進のためのロードマップ策定検討会」（ロードマップ検討会）**

- 運営・策定者：
  経済産業省（環境経済室・分野毎の原課）
- 対象分野：
  鉄鋼、化学、電力・ガス・石油、紙パルプ、セメント等
- 開催形態：
  本検討会で、オムニバス形式で7分野を議論予定

**国土交通分野**

- 策定者：国交省
- 対象分野：海運・・・（※）
  （海運は既に策定済のロードマップを直接参照する想定）

**農林水産分野**

- 策定者：農水省
- 対象分野：食品・・・（※）

※分野は例示であり、対象分野・範囲、策定是非については、今後の事業者ニーズ等も踏まえて検討

- 分野別ロードマップは業所管官庁において策定
- ロードマップはトランジション・ファイナンス環境整備検討会に報告、必要に応じて意見を表明

# サステナブルファイナンス有識者会議報告書（概要）

－持続可能な社会を支える金融システムの構築－

2021年6月18日

## 第1章　総論

**基本的視点**

**サステナブルファイナンスは、持続可能な経済社会システムを支えるインフラ。民間セクターが主体的に取り組むとともに、政策的にも推進すべき。**

**横断的論点**

ＥＳＧ要素を考慮することは、**受託者責任**を果たす上で望ましい対応。

**インパクトファイナンス**の普及・実践に向け、多様なアイディアを実装していくことが望ましい。

タクソノミーに関する国際的議論への参画、**トランジション・ファイナンス**の推進（分野別ロードマップの策定等）が重要。

## 第2章　企業開示の充実

**投資家・金融機関との建設的な対話に資する、サステナビリティ情報に関する適切な企業開示のあり方について幅広く検討を行うことが適当。**

**サステナビリティ**

**比較可能で整合性のとれたサステナビリティ報告基準**の策定に向け、日本として、IFRS財団における基準策定に積極的に参画すべき。

**気候関連**

コーポレートガバナンス・コードの改訂（2021年6月）を踏まえＴＣＦＤ等に基づく**気候変動開示の質と量の充実**を促すと共に、国際的な動向を注視しながら検討を継続的に進めていくことが重要。

## 第3章　市場機能の発揮

**「グリーン国際金融センター」の実現により、世界・アジアにおける持続可能な社会の構築に向けた投融資の活性化に貢献。市場の主要プレイヤーが、期待される役割を適切に果たすことが必要。**

**機関投資家**

**ＥＳＧ投資の積極的な推進やエンゲージメントに向けたコミットメント**を強化することが重要。また、脱炭素化支援を目的とする国際的な取組みに参画し、情報収集や能力向上に努めるべき。

**個人の投資機会**

ＥＳＧ関連投資信託の組成や販売に当たって**商品特性を顧客に丁寧に説明するとともに、その後の選定銘柄の状況を継続的に説明**すべき。金融庁において、資産運用業者等に対するモニタリングを進めることが重要。

**ＥＳＧ評価・データ機関**

金融庁において、**ＥＳＧ評価・データ提供機関に期待される行動規範**のあり方等について、議論を進めることを期待。

**ＥＳＧ関連プラットフォーム**

諸外国における取引所の取組み例を踏まえ、グリーンボンド等に関する実務上有益な情報が得られる環境整備や、**ＥＳＧ関連債の適格性を客観的に認証する枠組み**の構築を期待。

## 第4章　金融機関の投融資先支援とリスク管理

**金融機関が、サステナビリティに関する機会とリスクの視点をビジネス戦略やリスク管理に織り込み、実体経済の移行を支えることが重要。**

**投融資先支援**

**投融資先の気候変動対応支援**のため、ノウハウの蓄積やスキルの向上、分析ツールの開発等を進めることが重要。

**リスク管理**

金融庁において、金融機関とシナリオ分析の活用について議論を進めるなど、**気候変動リスク管理態勢の構築**を促すことが適当（上記の投融資先支援に加え、気候変動リスク管理に係る監督上のガイダンスを策定）。

# ソーシャルボンドガイドラインの概要

金融庁資料

**ソーシャルボンド：調達資金がソーシャルプロジェクト（社会的課題の解決に貢献し、社会的な効果をもたらすもの）だけに充当される債券**

## ガイドライン策定の経緯

**世界的なSDGs債の発行額の推移**

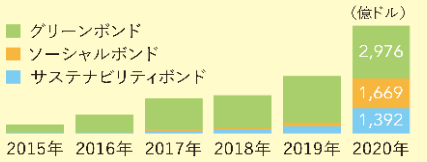


（出所）Environmental Finance
（2021年5月12日の同データベース）より日本証券業協会が作成

- 世界的にソーシャルボンドの発行が急速に拡大
- 国内では公的セクターによる発行例が多いが、民間企業による発行が始まったところ
- 我が国の状況に即した詳細なガイドライン（実務指針）の策定を望む声

## ガイドライン策定の目的

- 国際標準である国際資本市場協会（ICMA）の原則等との整合性に配慮しつつ、先進国課題を多く抱える我が国の状況にも対応するガイドラインを策定
- これにより、ソーシャルボンドの信頼性確保と発行体の負担軽減を図り、我が国の民間企業によるソーシャルボンドの更なる活用を期待

## ガイドラインの内容

### ソーシャルボンドの４つの「核となる要素」

**1.調達資金の使途**　（注）黒字：ICMAソーシャルボンド原則の例示、青字：本ガイドラインの追加例示

- ソーシャルボンドによる調達資金はソーシャルプロジェクトだけに充当されるべき

**ソーシャルプロジェクトの例**　※あくまで例示であり、以下に限定するものではない

**① 手ごろな価格の基本的インフラ設備**
例）輸送機関、防災・減災対策、災害復興

**② 必要不可欠なサービスへのアクセス**
例）健康、教育、子育て支援、介護支援

**③ 手ごろな価格の住宅**

**④ 雇用創出**
例）感染症対応、地方創生・地域活性化

**⑤ 食糧の安全保障と持続可能な食糧システム**
例）小規模生産者の生産性向上、先端技術の活用

**⑥ 社会経済的向上とエンパワーメント**
例）市場と社会への公平な参加、女性活躍推進、働き方改革、バリアフリー推進

**ソーシャルプロジェクトの対象となる人々の例**
※以下に限定するものではなく、また、一般の大衆を対象とする場合もあり得る

例）障がい者、失業者、女性・性的マイノリティ、
高齢者と脆弱な若者、自然災害の罹災者、
地理的・社会経済的に困難な状況に置かれている地域の企業・住民、
感染症の拡大等により事業に影響を受けた中小企業等、
仕事と子育て/介護等を両立する人々

**2.プロジェクトの評価と選定の規準**

- 実現を目指す社会的な目標、プロジェクトの評価と選定のプロセスを説明すべき
- 評価と選定の規準を説明することが望ましい

**3.調達資金の管理**

- 適切な方法で資金の追跡管理を行うべき

**4.レポーティング**

- プロジェクトの概要、充当した資金の額、社会的な効果等を開示すべき
- 社会的な効果は可能であれば定量的な指標で示すことが望ましい
- 指標はアウトプット、アウトカム、インパクトの３段階で示すことが考えられる

### ソーシャルボンドの２つの「重要な推奨項目」

**1.ソーシャルボンドの発行のためのフレームワーク**

- フレームワークを作成し「核となる要素」への適合を説明すべき

**2.外部機関によるレビュー**

- 「核となる要素」への対応等、外部機関によるレビューを活用することが望ましい

# サステナブルファイナンス環境整備検討会（株式会社日本取引所グループ）

環境省

■ 金融庁**「サステナブルファイナンス有識者会議」**におけるグリーンボンド等の情報プラットフォームと認証枠組みにかかる議論を踏まえ、グリーンボンド等の情報を幅広く集約する情報プラットフォーム等について、実務的な検討を進めるべく、**「サステナブルファイナンス環境整備検討会」**が設置された。

**背景**

サステナブルファイナンス有識者会議報告書（2021年6月18日）において、有益な情報が得られる環境整備、ESG関連債の適格性を客観的に認証する枠組みの構築を提言されたことを踏まえ、本検討会が設置された。

**メンバー**（五十音順、敬称略）

・相原和之　（日本証券業協会野村證券デット・キャピタル・マーケット部ESG債担当部長）
・池田健太郎（三菱重工業グローバル財務部長）
・押田俊輔　（マニュライフ・インベストメント・マネジメントクレジット調査部長）
・梶原敦子　（日本格付研究所サステナブル・ファイナンス評価本部長）
・金留正人　（DNVビジネス・アシュアランス・ジャパンサステナビリティサービス部プリンシパル）
・菊池勝也　（東京海上アセットマネジメント理事責任投資部長）
・黒崎美穂　（ブルームバーグNEFアジア太平洋地域ESG部門長）
・小林茂　（格付投資情報センター（R&I）ESG推進室長）
・曽我豪　（東京ガス経理部長）
・竹田達哉　（全国銀行協会三井住友銀行経営企画部サステナビリティ推進室長）
・内藤豊　（ブラックロック・ジャパンサステナビリティ戦略部門長）
・長谷川雅巳（日本経済団体連合会環境エネルギー本部長）
・林礼子　（BofA証券取締役副社長）
・藤田ゆり子　（生命保険協会第一生命保険債券部国内社債課ラインマネジャー）
・水口剛　（高崎経済大学学長）　※座長
・柳瀬翠　（日本郵船財務グループコーポレートファイナンスチーム長）
・吉高まり　（三菱UFJリサーチ＆コンサルティング経営企画部副部長）
○オブザーバー：関係省庁（金融庁・経済産業省・環境省）

**開催状況**

第1回検討会：10月15日開催、第2回検討会：11月11日開催

出所　日本取引所グループによる公表資料を基に環境省作成

# 環境省のグリーンボンド等促進施策について

# グリーンボンド等促進のための支援制度
# （グリーンボンド等促進体制整備支援事業）H30.4～

環境省

## 1 GB等の資金調達に要する追加コストを補助制度により支援

✓ GB等で資金調達しようとする企業・自治体等に支援（外部レビュー付与、GB等フレームワーク整備のコンサルティング等）を行う者に対し、その支援に要する費用を補助

## 2 グリーンファイナンスポータルの整備

✓ GB等支援を行う者の登録・公表、事例の情報共有や国内外の動向分析・情報発信等を行う

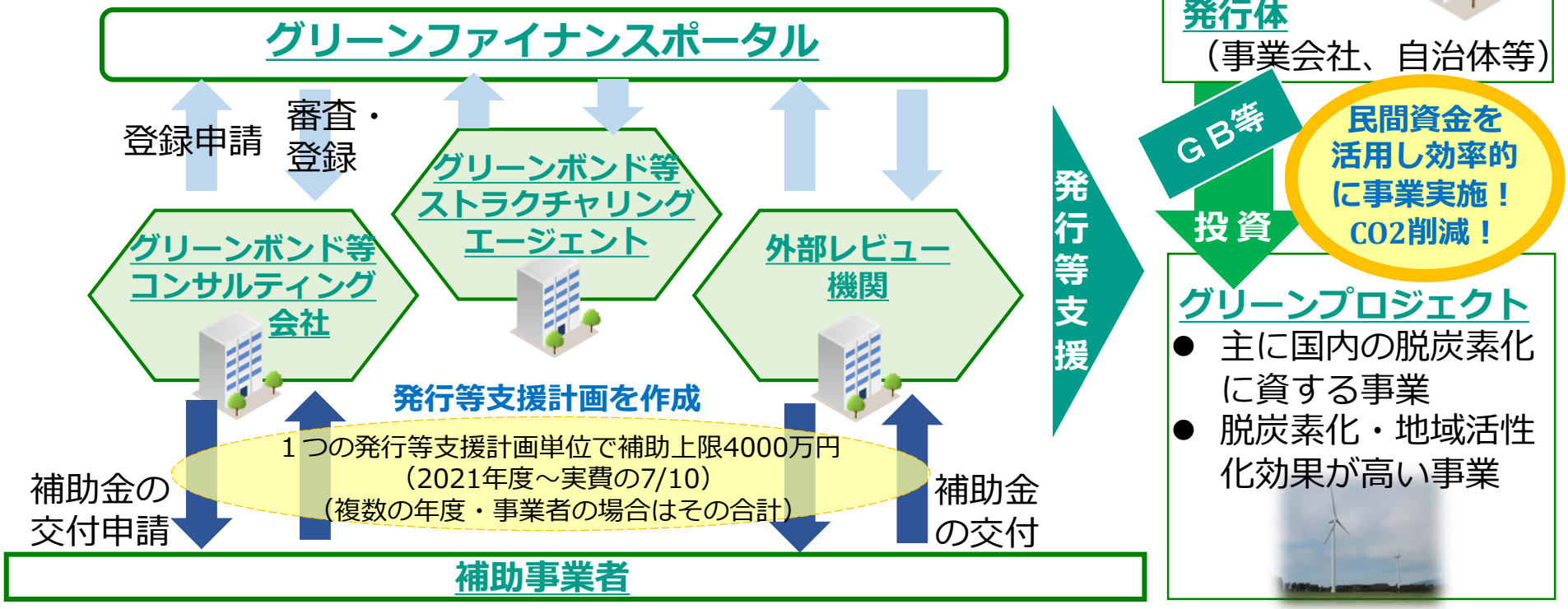

# グリーンボンド等支援者登録制度

環境省

## ポイント

- 補助金の交付申請をしようとする者は、交付事務の効率化のため、あらかじめ、グリーンファイナンスポータル（以下「プラットフォーム」）へ登録しておくことを必要とする。
- 登録に当たり、グリーンボンド等の支援を行う能力・知見を有するか等について登録基準に基づき審査。

**登録対象**

国内に拠点を有する法人であって、グリーンボンド等の資金調達事業者（企業・自治体）に対し、グリーンボンド等ストラクチャリング、グリーンボンド等コンサルティング等、外部レビュー付与といった発行等支援を行う主体。

**登録先**

登録公表事務につき環境省から委託を受けた非営利団体（グリーンファイナンス推進機構）。

**登録方法**

①グリーンボンド等ストラクチャリング部門、②グリーンボンド等コンサルティング部門、③外部レビュー部門、の部門ごとに行う。※②③は併願可。

**登録基準**

登録基準は、有識者による登録基準審査委員会の審査を経て作成。

| 登録基準の項目イメージ | | | |
|---|---|---|---|
| 共通基準 | 経営の安定性、コンプライアンス体制、実施体制、グリーンボンド等に係る知見・取組、環境配慮経営等の取組　等 | | |
| 部門別基準 | 外部レビュー部門 | GB等コンサルティング部門 | GB等ストラクチャリング部門 |
| | ガイドライン適合性確認の能力・知見、発行等支援業務等の実績、経費目安の合理性　等 | GB等コンサルティングの能力・知見、発行等支援業務等の実績、経費目安の合理性　等 | 発行等支援業務等の実績　等 |

**登録結果**

プラットフォーム上で登録支援者のリストを広く公開。併せて、提供する発行等支援メニューの概要や、自社紹介文等についても掲載し、資金調達事業者がアクセスしやすい環境を整備。

# 登録支援者一覧

【ストラクチャリング部門】
- SMBC日興證券
- SBI証券
- 岡三証券株式会社
- ゴールドマン・サックス証券
- シティグループ証券
- JPモルガン証券
- 大和証券
- 東海東京証券
- 野村證券
- バークレイズ証券
- BNPパリバ証券
- BofA証券
- みずほ証券
- 三井住友銀行
- 三菱UFJ銀行
- りそな銀行
- 三菱UFJモルガン・スタンレー証券
- モルガン・スタンレーMUFG証券
- メリルリンチ日本証券

計19社

【外部レビュー部門】
- DNV GLビジネス・アシュアランス ジャパン
- 格付投資情報センター
- サステイナリティクス・ジャパン
- 日本格付研究所
- 日本総合研究所
- ヴィジオSAS

計6社

【コンサルティング部門】
- イー・アンド・イーソリューションズ
- 監査法人トーマツ
- 日本総合研究所
- みずほリサーチ＆テクノロジーズ
- 三菱UFJリサーチ＆コンサルティング

計5社

（2021年11月時点）

# 適応プロジェクト等のグリーンプロジェクトの活性化に向けた グリーンボンド・グリーンローン等の発行促進体制整備支援事業

環境省

- 気候変動への適応、環境イノベーションに向けた研究開発、循環経済ビジネス等のグリーンプロジェクトを資金使途とするグリーンボンド、グリーンローン又はサステナビリティボンドの発行等を支援する者に対し、その支援に要する費用を補助する。

## ポイント

- **対象金融商品の拡充**
  - ・グリーンボンド
  - ・一定のグリーン性を有するサステナビリティボンド
  - ・グリーンローン
- **資金使途となるグリーンプロジェクトの拡充**
  - ・気候変動への適応
  - ・循環経済ビジネス
  - ・環境イノベーションに向けた研究開発、　等

  のグリーンプロジェクト

  ※　資金使途が主に国内の低炭素化に資する事業である場合は、従来の支援事業の対象のため、除く

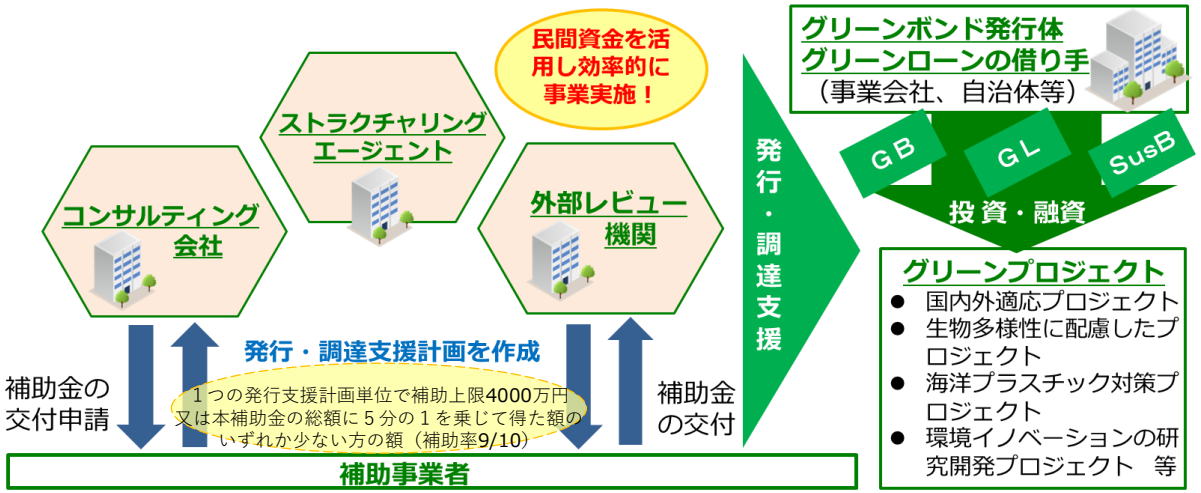


**イメージ**

- ・民間不動産（事業所や鉄道等）等の浸水対策や気象災害対策
- ・中小河川や高潮防御施設の整備
- ・気候変動に強い作物品種の開発・導入
- ・気象観測・監視、早期警戒システム事業　等

- ・再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材の開発事業、製造設備の建築　等

# グリーンファイナンスモデル事例創出事業　概要

環境省

## 本事業の目的

- 特に環境面においてモデル性を有し、かつ、「グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」（GL・SLLガイドライン）や「インパクトファイナンスに関する基本的考え方」、「グリーンから始めるインパクト評価ガイド」等に適合するSLL、SLB、インパクトファイナンスの事例を創出し、情報発信すること等を通じて、国内におけるグリーンファイナンスの普及を図る。
- 本事業の対象は以下のとおり。
  A　GL・SLLガイドラインに適合又は準ずるSLL又はSLBのモデル事例
  B　インパクトファイナンスに関する基本的考え方及びグリーンから始めるインパクト評価ガイドを踏まえて実施するインパクトファイナンスのモデル事例
  （ただし、特定するポジティブなコアインパクトとして環境面のインパクトを含むものに限る）

## 本事業の概要

（１）モデル事例公募
●通年で公募を実施。※**予定している6件程度を選定した場合は公募を終了します。**

**公募期間：2021年7月6日～2022年1月21日**

（２）モデル事例選定
●有識者等で構成される審査委員会にて、応募事例のモデル性を検証。

（３）適合性確認
●環境省及び環境省の請負事業者が、各種ガイドライン等への適合性を確認。
（2021年度は株式会社格付投資情報センターが株式会社グリーン・パシフィック、パシフィック・コンサルタンツ株式会社との協力体制の下実施）

（４）情報発信
●選定されたモデル事例について、適合性確認に係る報告書を発行。
（環境省ホームページへの掲載等を予定）

# （参考）2021年度モデル事業の採択案件一覧

環境省

| 採択年度 | 事業者名 | 調達方法 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 2021 | 東急不動産ホールディングス株式会社 | SLB | ➢ 国内の不動産デベロッパーセクターにおいて**SBT（1.5℃）の認定を初めて取得**し、**パリ協定と整合した野心的な目標値**を設定。<br>➢ 貸出条件等におけるインセンティブとして、SPTs未達成の場合は**寄付を支払う**方法を採用。 |
| 2021 | 株式会社ファインシンター | SLL | ➢ 大手企業の**サプライチェーンに属する中小企業**の野心的な目標の立て方や達成に向けた取り組みを提示。<br>➢ **地域金融機関のESGファイナンスへの関わり方**を例示。 |
| 2021 | Zエナジー株式会社 | インパクトファイナンス(ファンド) | ➢ 再エネの普及・拡大に向けた課題解決を通じ日本の**脱炭素に貢献することを目指す再エネファンド。**<br>➢ **多様な市場・業界関係者を**巻き込んだインパクト戦略を立案。<br>➢ **運用期間が長期**のため投資判断が難しくなるところ、**インパクトの実現を投資家と共有すること**で資金を調達。<br>➢ 多方面の企業から成るZエナジーの株主が**知見を共有・活用する**ことにより、意図したインパクトの発現を早めようとする**能動的なファンド運営。** |

# （参考）2017～2020年度モデル事業の採択案件一覧（1/2）

環境省

| 採択年度 | 事業者名 | 調達方法 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 2020 | ヒューリック株式会社 | SLB | ➢ **国内初**の**100%自社保有再エネ設備(非FIT太陽光発電設備)により2025年末までにRE100を達成**する取組。<br>➢ **国内初のハイブリッド耐火木造12階建て商業施設**の竣工により、建設業界、その他分野への**イノベーション**をもたらす可能性。 |
| 2020 | 芙蓉総合リース株式会社 | SLB | ➢ **国内リース会社で唯一**のRE100参加企業。**同業他社対比野心的**なSPTsを設定。<br>➢ **「テナントの再エネ化」**を実現する端緒となるスキーム。<br>➢ 環境省が推進する**ゼロカーボンシティの取組**を広め、地域の脱炭素への取組を掘り起こす効果が期待。 |
| 2020 | ジャパンリアルエステイト投資法人 | SLL | ➢ 他投資法人の同様の取組の促進や、ディベロッパー、テナントの**意識改革**につながる効果が期待。<br>➢ 実現可能性の高い**目標設定手法**。<br>➢ 返済期限までに**複数回の達成判定タイミングを設定**する厳格な仕組みを採用。 |
| 2019 | 芙蓉総合リース株式会社 | GB | ➢ RE100加盟企業の再エネ導入率向上を促進。<br>➢ 中小企業等における**日本版RE100加盟の促進**とそれによる**再エネ導入率の向上を促進**。 |

# （参考）2017～2020年度モデル事業の採択案件一覧（2/2）

環境省

| 採択年度 | 事業者名 | 調達方法 | ポイント |
|---|---|---|---|
| 2018 | 日本郵船株式会社 | GB | ➢ 企業全体として**移行に向けたロードマップを構築**した上で、そのために必要となるグリーンプロジェクトを資金使途として発行。<br>➢ **外航海運業界では世界初**のグリーンボンド発行。 |
| 2018 | 三菱地所株式会社 | GB | ➢ **国内初**の**大規模都市開発計画**に係るプロジェクトを資金使途としたグリーンボンド。<br>➢ 国内都心複合ビル開発プロジェクトとして初めて、**SITES認証**を取得する計画。<br>➢ 同社の環境目標にも整合。 |
| 2018 | 住宅金融支援機構 | GB | ➢ **国内初**の**個人向け住宅ローン**に係るグリーンボンド。<br>➢ 省エネルギー性能の高い住宅の普及という**国全体の目標に整合**。 |
| 2017 | 鉄道建設・運輸設備整備支援機構 | GB | ➢ **モーダルシフト**によるCO2やNOx排出量の削減。<br>➢ **GBガイドライン（2017年版）**の全ての「べきである」事項と、８つの「望ましい」事項への適合性を確認。 |
| 2017 | 北陸グリーンボンド株式会社 | GB | ➢ 北陸3県の自治体が所有する、**既存照明設備をLED化**するプロジェクト。<br>➢ **GBガイドライン（2017年版）**の全ての期待事項への適合性を確認。 |

# 国内外への情報発信　～グリーンファイナンスポータル～

環境省

■ESG金融を取り巻く様々な政策情報を、日英二言語で国内外に広く発信するため、
グリーンファイナンスポータルサイトを整備（http://greenfinanceportal.env.go.jp）

グリーンボンドについては、発行データや施策を一元的に発信するグリーンボンド発行促進プラットフォームも併設